

児童相談所、 教育委員会、 都内・地方の自治体での活躍



1 はじめに

今年度の自治体内弁護士の座談会では、児童相談所、総務・法務部門、または、教育委員会での勤務経験がある弁護士をパネリストに迎えました。

2 パネリスト

- **紅山綾香弁護士**
(神戸市こども家庭センター、58期)
- **児玉洋子弁護士**
(備前市役所総務課(元厚木市教育委員会教育総務部教育総務課)、60期)
- **柳井幸弁護士**
(国分寺市役所政策部政策法務課、62期)



3 自治体勤務弁護士に なったきっかけ

柳井 一般民事の法律事務所で約5年勤務し、自分の専門性を考えているときに興味を持ち応募し採用されました。組織側のニーズとマッチし、再度の任用を経て現在入職9年目です。

児玉 イギリス留学中に人権について勉強し、人権ともう少し泥臭いところから向き合いたいという思いがありました。厚木市教育委員会では、個々の事案はもちろんのこと、子どもの人権とは何なのか、解決方法が本当に子どもの意に沿っているかという点も、日々意識してきました。

厚木市での勤務後、備前市の任期付公務員に応募しました。前職での経験も活かしつつ、今度は総務・法務部門担当として自治体の業務全体に関わりたいと考えました。

紅山 都市型公設法律事務所で約10年間勤務し、高齢・障害福祉、生活保護、婦人相談等、行政との連携機会が多く、外からではなく、行政の中で働くことに関心を持ちました。

依頼を受けなくても関与できるのが行政の特徴だと思います。児童相談所(児相)は福祉と直結した現場で、様々なケースに直接関与できる機会があることから志望しました。

4 業務内容

柳井 政策法務課という部署で庁内全般から法律相談等を受ける立場にあり、子どもに関することもそのうちの一分野です。子どもや家庭について、子育て支援、保育所、学校、住民票や戸籍、生活保護などの各所管課、また、例えば保護者が役所に繰り返し怒鳴り込んでくるケースなら庁舎管理の担当課など、様々な方面からの相談があります。

私が直接個別のケースに担当として関わることはなく、各担当を法的に後方支援する中で、子どもの人権、利益擁護や福祉の見地から、市が子どものために動くべき場面ではそれを後押しし、また逆に子どもの権利の侵害となりかねないような場面では、行政権力にブレーキをかけることを意識しています。

児玉 教育委員会では、厚木市内の全小中学校を学期ごとに訪問しました。そして、何か具体的な事案があれば、個別相談に対応しました。この学校訪問こそが、庁内弁護士の強みであると思います。定期的な訪問により、普段の子どもたちの様子を把握できていると、どのような事態にも即座に対応することが可能となります。

また、学校訪問を通じ、学校の先生があまりに忙し過ぎ、安全配慮義務の問題にもつながりかねないことに危機感を持ちました。私は、このような状況下で、教育委員会の任期付弁護士として、学校の先生の負担軽減に役立ちたいという気持ちがありました。しかし、実際にお役に立てたかという、自信がありません。

学校では、児童や生徒、保護者に寄り添いながら、問題を解決していく方法が主流です。また、客観的な正しさよりも、声の大きい当事者の方に流されてしまう傾向が見受けられます。このような学校文化は、教育法体系、例えば、いじめ防止対策推進法（いじめ法）にも影響していると考えます。いじめ法は、いじめを受けた子ども自身の苦痛の感じ方を基準とする主観説の考え方を採用していますが、この法律を遵

守しようとするほど、様々な困難に直面することになりました。これらが教育委員会での勤務が不完全燃焼と感じた遠因になっていると考えます。

紅山 私の主な業務に、児童福祉法28条の申立てがあります。保護者に子どもを監護させることが著しく児童の福祉を害する場合において、児童福祉施設等への児童の入所等措置について、親権者が反対している場合、児童相談所長（児相長）が、家庭裁判所に承認を求める申立てを行います。起案や、家裁とのやり取りのほか、初期から職員と協議し、保護者や親権者、子どもへの説明や意向確認もします。子どもの権利擁護のため、説明は大事な業務と考えます。私はあくまで児相職員の立場なので、子どもの利益について、児相が考える客観的な最善の利益の観点で対応します。しかし、子どもは、家の状況にかかわらず帰りたいたいということもあります。そのため子どもには、今後の流れや意見を言う機会について、できる限り説明します。子どもの意向と、児相が考える措置が異なるときは、まだ数例ですが、手続代理人として外部の弁護士を紹介・手配することもあります。子どもが刑事事件の被害者の場合は、手続の説明をするほか、被害者参加の有無、示談等にも、子どもの意向が反映されるよう配慮します。

このほか、児相の仕事は、個人情報に関する部分が多いです。個人情報開示請求、児相が関与する子どもの親権者変更、離婚等に関する家裁からの調査等です。これらの対応で、子どもの利益を害しないように、開示の範囲は日々悩むところです。

また、職員研修もしています。最近では、成年年齢の引下げ、特に施設入所中に成人となる子どもへの対応等です。

教育と法律で考え方が違うとの意見がありますが、福祉と法律でも違いを感じます。福祉の目標はある時点で一つの結論を出すのではなく、その時々の子どもの寄り添い、その結果、幸せを目指すというような考え方に思えます。

一方、法的には、一時保護等の行政処分や、家裁への申立て等の法的な行為にあたっては、結論とその結論を裏付ける理由を提示する必要があることを職員へ説明しています。福祉の「ずっと付き合う」という面は、私が代わりにできるものではなく、自治体として大事にする必要を感じています。

5 自治体内弁護士の意義

児玉 庁内に弁護士がいるメリットは、民主主義のベースづくりに貢献できることです。

すなわち、行政サービスについて、単に上から言われたからではなく、本当に正しいことなのか、法令のどの部分に根拠を見いだすのかという認識を共有することが、法治国家にとって大切です。

また、法令が非常に複雑で難しくなっており、一読してもよく分からないという相談には、一緒に条文を解きほぐしていきます。

さらに、都道府県や市町村が地方自治に独自性を出したいと考えたときに、我々法律家が政策法務的な観点から助言することも大きな役割の1つです。

紅山 児相は常に急ぎの法的なニーズがあり、弁護士が常駐するというメリットは大きいと考えます。例えば、一時保護等、児相の方針に納得できない保護者に、即時に法的な説明が必要な場面があります。

また、大変忙しい児相職員の、今ちょっと聞きたいというニーズに常勤弁護士が対応でき、適切な解決に結びつきます。さらに、職員も、同じ職員である常勤弁護士には全部を話しやすいという面もあると感じます。

児童福祉法で児相への弁護士配置が明文化され、現在、常勤弁護士は、全国で20名強です。最近中核市児相も増えており、今後一時保護の司法審査も開始されるため、児相の法的ニーズは増えると思います。

柳井 市役所の内部に弁護士が入ることにより、

組織としての法的防御力は上がっていると思います。近年、インターネット等で詳しく調べて意見を述べられる方も多く、市民からの要望や苦情は非常に複雑化しています。政策法務課の下にある広聴担当には、年間で200件から400件ほど「市長への手紙」が寄せられるところ、全件目を通し、回答要否、回答名義、どの課で回答作成をするべきか等を検討して所管課に回答作成を依頼します。回答は全件確認し、特に苦情の場合はその背景にある事実関係や適用法令等を踏まえ、適切な回答となっているか、将来の紛争化も見据えて検討しています。

また、当市では、年間200件ほどの庁内法律相談について、内部弁護士と法務担当職員が一緒に対応して検討内容を共有するとともに、相談と回答の概要は一覧表に記録して法務担当全員で共有しています。こういった経験の蓄積自体が法務担当職員の能力向上につながると考えていますし、関連案件や類似案件が来た際に参照することにより法務部門として一貫性のある回答ができます。

目には見えづらく、また少しずつではありますが、市役所全体の職員の法務能力向上にもつながると考えます。職員向けの研修、ニュースレターの発行、自主勉強会の実施など、個別の相談案件と一緒に考えていくことなどを通じて、職員の法務能力向上を図っています。

6 就労条件

柳井 当市の場合は任期付の給与特例がなく、一般職員と同じ給与体系です。弁護士会の会費も自費負担ですし、当初は係長職で金額的には正直ちょっと厳しいなと思いましたが、その後、昇格や昇給がありました。弁護士としては特段高い金額ではないと思いますが、売上げを考えなくていいのは、非常に大きいメリットだと思います。また、休暇制度等、福利厚生が整っており、働きやすさを感じます。

紅山 勤務時間は8時45分から5時30分まで

すが、定時では終わりません。

採用時の募集要項には、実務経験10年で総支給（期末手当、退職手当込み）が約1000万円とありました。

都市型公設法律事務所では、経営が大きな課題だったので、経営面を考える必要がないことは、個人的には利点と考えます。

児玉 教育委員会のときは、仕事があるときとないときのギャップが大きく、少し苦勞しました。ただ、教育委員会でも、現在の市長部局でも、ほぼ定時で帰ることができ、ワーク・ライフ・バランスはとてもよいと思います。

給与に関しては、特に不満はありません。得られる知識や経験を考慮しても、満足しています。

7 任期満了後のキャリア

柳井 まだ未定ですが、自治体の内部事情、意思決定のされ方、どの部署にどんな情報がどんな形で存在しているのか等、ある程度分かるようになったので、弁護士として自治体側でも市民側でも役立てることができると思います。

児玉 私は、節目節目でやってみたいと思うことに挑戦しています。あえて任期後のことを言えば、公務員をしている期間中に感じた問題点につき、何か発信できるチャンスがあればと、漠然と考えているところです。

紅山 私は比較的長く、種々の事件を扱う都市型公設法律事務所に勤務した後で児相に入職しました。今は児童福祉分野で専門性を深めたいと考えています。福祉や心理等、異なる分野で専門性を持つ職員と働くことにもやりがいを感じます。

人それぞれのやり方がありますが、外部の目を行政内に持ち込むためには、行政を相手方とする事件や、刑事弁護や少年付添人等、児相で経験できない事件を扱ってから、児相で働くことも意味があると考えます。

8 自治体内勤務弁護士間のつながり

児玉 厚木市教育委員会では、神奈川県内の自治体内弁護士で構成されるLINEグループとスクールロイヤー有志のLINEグループの2つに登録し、質問や意見交換などをしていました。また、二弁の自治体法務研究会にも参加し、問題意識を共有しました。

紅山 児童相談所内弁護士協会という任意団体があり、メーリングリストでの質問や意見交換に加え、年1回研修会があります。

柳井 多摩自治体法務研究会で、任期付弁護士の現職・経験者、自治体顧問等の弁護士、自治体職員などで判例研究や情報交換をしています。また、主に多摩地区の任期付弁護士の現職・経験者の数人でLINEグループを作り、集まったりもしています。

9 自治体勤務を検討している弁護士へのメッセージ

柳井 法的知識や法的能力という点では、基本的に弁護士であれば自治体内で勤務することに不安を抱く必要はないと思います。

組織で周りとうまくやっていく協調性と、同時に一方で付度しないと言うべきことははっきり、たとえ市長に対してでも物申すという強さは必要だろうと思います。それがあれば、楽しくやりがいを持って仕事ができる職場です。

児玉 興味を持たれている先生方は、どんどんチャレンジしていただければと思います。行政法を中心に専門性を高めることもできます。

紅山 私は、児童福祉の経験が豊富ではありませんでしたが、児相に入り、別の分野での経験が役に立っています。子どもの権利だけでなく、広く福祉分野に興味がある方に積極的にご検討いただければと思います。